

パブリックコメントへの対応

No.	頁	行	提出された意見	対 応
1	45		<p>1. 若年性認知症の人への支援について</p> <p>誠に残念ですが、若年性認知症の人への支援について何も記載されていません。厚生労働省の『認知症施策推進大綱』には、若年性認知症の人への支援・社会参加支援が明記されています。又、岐阜県の『国の認知症施策動向と岐阜県における認知症施策について』にも若年性認知症の人への支援・社会参加支援が明記されています。まず、多治見市内の若年性認知症の本人の実態把握をお願いします。</p> <p>人数、年代、介護保険、障がい福祉等の社会制度の利用状況の把握が無いと、支援方法の計画もできません。</p> <p>若年性認知症は、高齢者の認知症と違い、困りごとが大きく違い、支援方法も違ってきます。特に40代、50代での発症ですと、働き盛りですので就労継続が非常に重要になります。企業の経営者及び同僚への若年性認知症の理解への支援もお願いします。就労継続の重要性及び社会参加、つながりの必要性（孤立させない。診断からの空白の期間を作らない施策と体制）、家族の生活にも影響が大きく、困りごと多岐に渡り、苦しんでいます。是非とも、『若年性認知症の本人とその家族』の参加型の積極的な支援をよろしくをお願いします。</p> <p>2. 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業</p> <p>ご存じと思いますが、2007年に愛知県大府市で、1人で外出中の認知症の男性が線路に入り、電車にはねられて死亡し、遺族がJR 東海から多額な損害賠償を求められ最高裁まで争った事例があります。認知症の人によるこのような多額な損害賠償を求められるケースが散在してきています。多治見市にも、JR もあり、トンネルもあり事故も起きていると聞いています。安心して暮らせる多治見市であってほしいです。認知症の人が起こした事故等に備えた賠償責任保険の加入費用を肩代わりする事業の早期導入をお願いします。</p>	<p>若年性認知症の方とご家族の方が様々な困りごとに直面され苦慮されている実情には、多岐にわたる支援を展開する必要があります。</p> <p>高齢者保健福祉計画では、「認知症施策の推進」についてしっかり取り組んでまいりますが、40代・50代の働き盛りの方が若年性認知症となられた場合におこる様々な困りごとに、介護を主体とする高齢者福祉施策のみでは十分に対応することができません。福祉課・保健センター・高齢福祉課など関係部署の連携により、就労継続、社会参加、認知症への理解・啓発などを進めてまいります。</p> <p>認知症高齢者等の個人賠償責任保険については、地域での見守りなど賠償責任が生じる前段階での支援に注力してきました。しかしながら今後認知症高齢者等が増加することが予想され、これまでの支援だけでは対応しきれない事態も予想されます。今後認知症施策の一環として、認知症高齢者等の個人賠償責任保険について検討してまいります。</p>